

とっとりグリーン住宅 応援キャンペーン

東京圏からの
移住の方には
最大140万円相当
※グリーン住宅ポイント
100万ポイントを含む

2021

《助成額》

国制度

とっとりグリーン住宅応援キャンペーン

グリーン住宅ポイント

県産材活用

健康省エネ住宅

30～40万ポイント

定額20万円

定額20万円

特例の場合 60～100万ポイント

《助成の対象となる住宅》

※以下の条件をすべて満たす必要があります。

- 国のグリーン住宅ポイントの対象となる住宅
(令和3年10月末までに工事請負契約または売買契約が締結された住宅が対象となります。)
- 県内に本店のある建設業者の施工による県産材を10m³以上使用する
新築の木造戸建て住宅
(令和5年1月末までに完成する住宅が対象となります。着工前に補助金の申請が必要です。)
- 国等の補助金を使用しない住宅
(「とっとり住まいる支援事業」との併用はできません。)

《お問い合わせ》 県庁住まいまちづくり課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7398 Eメール:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

● グリーン住宅ポイント制度とは

令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する新築住宅を取得される方に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行する国の制度です。

対象となる省エネ住宅	発行ポイント	
	基本ポイント	特例ポイント
①認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH(ゼロエネルギーハウス)	40万ポイント/戸	100万ポイント/戸
②断熱等級4かつ一次エネルギー等級4以上の住宅	30万ポイント/戸	60万ポイント/戸

◀以下のいずれかに該当するものは特例ポイントが発行されます▶

- 東京圏からの移住 ●多子世帯 ●三世代同居仕様 ●災害リスクが高い区域からの移住

● とっとり健康省エネ住宅とは

国の省エネ基準を上回る高い省エネ性能を持つ住宅を普及させることで、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びCO2の削減を図ることを目的に、戸建住宅の新築における県独自の健康省エネ住宅性能基準を令和2年1月に策定し、令和2年7月より基準を満たす住宅を認定しています。

区分	国の省エネ基準	ZEH(ゼッチ)	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	次世代基準(H11年)	2020年標準政府推進	冷暖房費を抑えるために必要な最低限レベル	経済的で快適に生活できる推奨レベル	優れた快適性を有する最高レベル
断熱性能 U_A 値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C値	—	—	1.0	1.0	1.0
冷暖房費削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減
世界の省エネ基準との比較					

● 申請の留意事項

- ・交付決定を受けてから着工してください。(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)
- ・工事完成后、14日以内に実績報告書を提出してください。
- ・建売住宅も対象となります。詳しくはホームページをご覧ください。

とっとりグリーン住宅応援キャンペーン
(チラシ・様式のダウンロードはこちら)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/296068.htm>



とっとり健康省エネ住宅
(認定手続き・様式のダウンロードはこちら)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/>



● お問い合わせ・申請窓口

東部地区
(鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176
電話:0857-20-3648 FAX:0857-20-2103

中部地区
(倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2
電話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区
(米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

西部総合事務所建築住宅課 〒683-0054 米子市糺町1丁目160
電話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住まいまちづくり課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220
電話:0857-26-7398 FAX:0857-26-8113